

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

ジ																
										公 告						
										○開発行為に関する工事の完了						
										○平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部改正						
八	七	七	六	五	五	五	四	三	三	二	一					
一	調査を行う者の名称	宮城県知事　村井嘉浩	○宮城県告示第二百四十五号 令和元年宮城県告示第八百八十九号（県税に関する申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和元年十月十二日から令和二年四月二十九日までの間に到来するもの（角田市又は伊具郡丸森町に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税並びに個人の事業税に係るもの（個人の事業税にあつては、申告に限る。）を除く。）について、同月二十日とする。	令和二年三月三十一日	告示	○宮城県告示第二百四十六号 国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十八号）第六条の三第二項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。	監査委員会	○定期監査の結果の公表	○財政的援助団体等監査の結果の公表	○包括外部監査結果に対する措置の公表	○県道石巻鮎川線給分浜3号事件審理の開催	○県道石巻鮎川線給分浜3号事件公示による通知	（建築宅地課）	（警察本部会計課）	（契約課）	八
1	令和二年三月三十一日	宮城県知事　村井嘉浩	○宮城県告示第二百四十六号 国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十八号）第六条の三第二項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。	令和二年三月三十一日	告示	○宮城県告示第二百四十五号 令和元年宮城県告示第八百八十九号（県税に関する申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和元年十月十二日から令和二年四月二十九日までの間に到来するもの（角田市又は伊具郡丸森町に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税並びに個人の事業税に係るもの（個人の事業税にあつては、申告に限る。）を除く。）について、同月二十日とする。	監査委員会	○定期監査の結果の公表	○財政的援助団体等監査の結果の公表	○包括外部監査結果に対する措置の公表	○県道石巻鮎川線給分浜3号事件審理の開催	○県道石巻鮎川線給分浜3号事件公示による通知	（建築宅地課）	（警察本部会計課）	（契約課）	八

変更前	地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和一年三月三十一日まで
変更後	地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和二年九月三十日まで
一 調査を行う者の名称	
大崎市	
二 調査地域	
古川清滝字新町田等七単位区域	
古川清滝字山崎等二単位区域	
古川斎下字寺前等七単位区域	
古川清滝字沼田頭等二単位区域	
古川斎下字切替等十単位区域	
三 調査期間	
古川深沼字阿弥陀等百十八単位区域（過年度数値情報化）	

○宮城県告示第二百四十七号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百四十九号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百四十七号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和二年三月三十一日

名 称	所 在 地	變 更 年 月 日
共創未来 河北薬局	石巻市成田字小塙百三十二一四	令和二年一月三十一日
名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
角田市角田字大町四十一一七	亘理郡亘理町字旧館六十一一七	令和元年十月一日
いづみ薬局	角田市角田字大町四十一一七	令和二年二月一日

変更後	変更前	木村歯科医院
		牡鹿郡女川町鷺神浜字堀切山五十一 十七 牡鹿郡女川町女川浜字女川八十六 一 SG一十五街区八画地
		牡鹿郡女川町女川二一十 十
令和元年十二月二十八日	令和元年十二月二十八日	令和元年十二月二十八日

○宮城県告示第二百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和二年三月三十一日

一 居宅療養管理指導

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
たかはし中央薬局	多賀城市高橋五一十六一 二	株式会社ライフファーマ	仙台市青葉区大町二丁目四一十二	令和元年十二月十八日
なの花薬局	加美郡加美町字西町二十四一 一	有限会社エム・イー・コー ボレーシヨン	大崎市古川南町四丁目一一二十八	令和二年一月一日
わくや調剤薬局	遠田郡涌谷町田町裏百三十八一 四	有限会社エム・イー・コー ボレーシヨン	大崎市古川南町四丁目一一二十八	令和二年一月一日

○宮城県告示第二百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があつた。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称

事業所の所在地

開設者の名称

介護サービスの種類

廃止年月日

公益社団法人宮城県看護協会加美 訪問看護ステーション	加美郡加美町字南町百八十一番一	公益社団法人宮城県看護協 会	訪問看護 居宅介護支援
グレープホームバルムなかにいだ	加美郡加美町羽場字屋敷前三番六十一番地一	有限会社中新田建設	認知症対応型共同生活介護

○宮城県告示第二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和二年三月三十一日

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
平間 翔太	もみの木接骨院 鈎取店	柴田郡柴田町楢木東三一一一	令和二年二月一日

○宮城県告示第二百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

令和二年三月三十一日

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	変更年月日
谷 亘	指圧鍼灸ほつとス ペース	塩竈市藤倉三一一二十二 塩竈市青葉ヶ丘二十三一五	平成二十三年三月十一日

一条第一号の規定により告示する。

令和二年三月三十一日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二二〇五二〇	前事業所 石巻市清水町一丁目 m a n a b y 石巻駅 一石巻市清水町一丁目 ビルニユーマーティ	就労移行支援	株式会社 m a n a b y	令和二年四月一日

○宮城県告示第二百五十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十七年宮城県告示第二百六十五号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和二年四月一日から施行する。
なお、その関係方面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県仙台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊一のとおり

○宮城県告示第二百五十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十八年宮城県告示第二百六号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和二年四月一日から施行する。
なお、その関係方面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県仙台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

2 立木の伐採の限度

3 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名取市（次の図に示す部分に限る。）、岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

3 潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

3 次のとおりとする。

3 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城郡松島町（次の図に示す部分に限る。）、宮城郡七ヶ浜町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。○宮城県告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。
 ○宮城県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。
 その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台市木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 関上港線

三 道路の区域

		変 更 の 区 間		前 後	前 後	前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		後	前					
名取市小塚原字西中塚五一番一地先から 同市小塚原字西中塚三三番一地先まで		一四・一(一) 四二・八	一四・二(一) 二五・八			一九五・〇		
						一九五・〇		

○宮城県告示第二百六十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
 変更したので告示する。
 その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台市
 木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 加瀬沼公園線

三 道路の区域

種道路類の 県道	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
閑上港線		令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日
同市小塚原字西中塚五番一地先まで	名取市小塚原字西中塚五番一地先から		

○宮城県告示第二百六十六号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
根郭の3	急傾斜地の崩壊	登米市東和町米谷字根郭（次の図のとおり）
茶臼沢1-2	土石流	登米市津山町柳津字茶臼（次の図のとおり）
比良沢1	土石流	登米市津山町柳津字黄牛比良（次の図のとおり）
石貝沢	土石流	登米市津山町柳津字石貝（次の図のとおり）

（次の図）は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

宮城県知事 村井嘉浩	宮城県知事 村井嘉浩
宮城県東部土木事務所登米地 域事務所	宮城県東部土木事務所登米地 域事務所

○宮城県告示第二百六十八号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

種道路類の 県道	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 一〇八号	大崎市鳴子温泉鬼首字鹿子田一六番一地先から 同市鳴子温泉鬼首字中川原一九番一地先まで	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日

○宮城県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。
その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

種道路類の 県道	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
同郡同町新中道三丁目一番五地先から	宮城郡利府町新中道三丁目一番五地先から	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日

変更の区間	前変更の 敷地の幅員 (メートル)	後変更の 敷地の延長 (メートル)
宮城郡利府町新中道三丁目一番五地先から	一五・九(二九・〇)	一七・五(二九・〇)
同郡同町新中道三丁目一番五地先まで	三七・六	三七・六

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

種道路類の 県道	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
同郡同町新中道三丁目一番五地先から	宮城郡利府町新中道三丁目一番五地先から	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日

○宮城県告示第二百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によりした次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和二年三月三十一日

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

錦織	区域の名称
地すべり	の土砂災害現なる原象の自然の種類
おり)登米市東和町錦織字沼山(次の図のと	区域の所在地
おり)次の図のと	に必造建築する規制の衝撃に構
務所登米部事務所城県土木部事務所登米部土木事務所	縦覧場所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。)

○宮城県告示第一百七十号

土砂災害警戒区域等における

第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

宮城県知事 村井嘉浩

(次の図)は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。)

○宮城県告示第一六九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和二年三月三十一日

区域の名称

区域の所在地

宮城県知事 村井嘉浩

建築物の構成規制に関する衝撃に構造の建築物の規制に関する事項

宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所

○宮城県告示第二百七十一号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和二年三月三十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 施行者の名称

氣仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1
種類

氣仙沼都市計画公園事業

2
名称

四·三·二号 南氣仙沼防災公報

三 事業施行期間

平成二十八

「令和六年三月三十日まで」に変更する。

したときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関する

の次に次の八条を加える。

し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができます。

す、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによ

7

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

発注者は履行の追完を請求することができ

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にか

かわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることは

できない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知つていたときは、この限りでない。

この美術が、住毛の貢穀業の促進等に與する法律（昭和11年法律第81号）第54条第1項に規定す。

る住毛村業請員美利(シメル)である場合には、上争目的物の「」ら住毛村業請員の庄進寺に因りる法律事務。

（平成12年政令第40号）第4条に定める専門の実務小遇合（専門的力又は開示の段入に影響のないものを除く）について講義等を行うことのできる期間は10年とする。この場合において、前各

「ちのむら」に、「木村」と「木戸」の二つの読み方がある。この二つの読み方のうち、「木戸」の読み方が、古くから用いられてきたものだ。

10 引き落された工事目的物の切株不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監理職員の指図によるものと認められる。

「生じたものであるときは、癡注者は當該契約不適合を理由として請求権を主張する」これがべきなり。

たゞ、受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを承認しなかつたときは

は、この限りでない。

様式第一号の第五十五条第一項中「この契約が」の下に「工事の完成前に」を加え、同条第三項中「第

35条（第41条）に「第37条（第44条）」、「第35条の2（第41条）」に「第38条（第44条）」、「第38条

及び第42条、又は「第41条及び第45条」又は「第47条、第47条の2又は第47条の3第2項、又は「第51条、

第52条又は次第59条第3項に「年27パーセント」又は「年26パーセント」又は「前2条」に「第50条、

第54条又は第55条】に改め、同条第四項から第六項までの規定中「この契約が」の下に「工事の完成

前に」を加へ、同条第八項中「第47条、第47条の2又は第47条の3第2項」を「第51条、第52条又は

次第59条第3項] リ「前2条」や「第50条、第54条又は第55条」に改め、同項の次に次の一項を加

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及

び受注者が民法の規定に従つて協議して決める。

様式第一号の第五十条を第五十七条とし、同様式の第四十五条から第四十九条までを削り、同様式

の第四十回条第一項中「第35条、第35条の2、第38条又は第39条において準用される第33条」を「第37条、第38条、第41条又は第42条において準用される第35条」に改め、回条を第四十八條とし、同条

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(4) 第11条第1項に規定する主任技術者又は監理技術者を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第49条第1項の履行の追完がされないとき。

(6) 第58条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(7) 前各号に掲げる場合(ほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第52条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意

思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合(ほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に譲り代金債権を譲渡したとき。

(10) 第54条又は第55条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行

為は、受注者の行為とみなす。

イ 受注者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

二 受注者又は受注者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不正に利用していると認められるとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条 第51条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第54条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第55条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第56条 第54条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、

受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

様式第一号の第四十三条规定第一項中「第33条（第39条）や「第35条（第1条）」、「第38条」や「第41条」に改む、同条を第四十七条とし、同様式の第四十一条の1中「第40条」や「第43条」に改む、同

条を第四十六条とし、同様式の第四十一一条第一項中「第38条第6項」や「第41条第6項」に改む、同

条を第四十五条とし、同様式の第四十一一条第一項中「第35条及び第35条の2」や「第37条及び第38条」

に改む、「各会計年度末」と「6月」、「第41条の規定に基づく部分払」とあるのは「第41条又は

第45条の規定に基づく部分払」と「6月」、「第41条の規定に基づく部分払」とあるのは「第41条又は

	<p>第1項」に改む、同条を第二十九条とし、同様式の第二十六条を第二十八条とし、同様式の第二十一 五条を第二十七条とし、同様式の第二十四条を第二十六条とし、同様式の第二十二条第二項中「第21 条」や「第23条」に改む、同条を第二十五条とし、同様式の第二十二条第二項を削り、同条第三項中 「前2項」や「前項」に改む、同項を第二項とし、同条を第二十四条とし、同様式の第二十二条を第 二十一條とし、同様式の第二十条を第二十一條とし、同条の次に次の一条を加える。 (著しく短い工期の禁止)</p>
第22条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労 働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる 日数等を考慮しなければならない。	<p>第22条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労 働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる 日数等を考慮しなければならない。</p>
○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工 区）に係る開発行為は、その工事を完了した。	<p>○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工 区）に係る開発行為は、その工事を完了した。</p>

宮城県知事 村井嘉浩
一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
百沼市桜三丁目百七十一番一、百七十一番七、
百七十一番八、百七十一番九、百七十一番十、百
七十一番十一、百七十一番十二、百七十一番十三、
百七十一番十四、百七十一番十七、百七十六番三、
百七十六番四、百七十一番十三地先の水の一部
福島県いわき市平六町目三番地の十八

アドレス株式会社

(13) 令和2年3月31日 火曜日

第91号 令和2年3月31日 火曜日

報 告 書

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和2年1月11日

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式
 11 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

二 落札者を決定した日 令和2年1月11日
 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オムロンハイテクノロジーアーリング株式会社 東北支店 仙台市青葉区二日町二番十五号
 五 落札金額 六千百五万円
 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 七 入札の公告を行った日 令和2年1月7日

附 則

○宮城県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により令和2年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和2年3月31日

宮城県監査委員	本木 忠一
宮城県監査委員	太田 稔郎
宮城県監査委員	石森 建二
宮城県監査委員	成田 由加里

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関

○総務部

本庁

職員厚生課

地方機関

仙台中央県税事務所（選舉管理委員会仙台中央地方支局を含む。）
 仙台北県税事務所（選舉管理委員会仙台北地方支局を含む。）

北部県税事務所（選舉管理委員会北部地方支局を含む。）
 北部県税事務所栗原地域事務所
 ○環境生活部
 地方機関
 保健環境センター

1月14日
 1月14日

宮城県知事 村井嘉浩
 1月9日
 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 3月11日
 2月17日
 3月9日
 1月17日
 1月14日

○保健福祉部
 地方機関
 仙南保健福祉事務所
 高等看護学校
 北部児童相談所
 東部児童相談所
 リハビリテーション支援センター

1月14日

○経済商工観光部
 地方機関
 大河原地方振興事務所
 仙台地方振興事務所
 東部地方振興事務所
 気仙沼地方振興事務所
 計量検定所

3月17日
 2月4日
 1月23日
 1月29日
 2月17日
 3月17日
 3月12日
 3月11日
 3月11日
 2月25日

○農政部
 地方機関
 病害虫防除所
 王城寺原補償工事事務所
 ○土木部
 地方機関

2月21日
 3月6日
 2月3日

監査実施日
 3月16日
 1月24日
 1月22日

縣 公 城 町

○教育厅	仙台土木事務所 東部土木事務所 気仙沼土木事務所 仙台塙釜港湾事務所 石巻港湾事務所 仙台地方ダム総合事務所 栗原地方ダム総合事務所	3月18日 3月9日 1月29日 2月5日 3月11日 3月11日 3月6日	佐沼高等学校 泉高等学校 仙台南高等学校 泉松陵高等学校 仙台西高等学校 泉館山高等学校 利府高等学校 石巻西高等学校	2月7日 3月2日 3月18日 2月14日 3月17日 2月14日 2月17日 1月23日
本庁			仙台東高等学校 富谷高等学校 登米総合産業高等学校	1月31日 2月17日 2月7日
福利課			東松島高等学校 農業高等学校	3月11日 2月28日
地方機関	大河原教育事務所 仙台教育事務所 東部教育事務所 気仙沼教育事務所	1月17日 3月17日 3月9日 3月9日	黒川高等学校 伊具高等学校 加美農業高等学校	3月9日 2月5日 2月3日
図書館	美術館	2月12日 3月9日 3月9日 3月11日 3月9日 2月10日 2月7日 2月18日 3月11日 2月21日 2月5日 3月11日 1月31日 1月29日 3月18日 3月11日 3月11日 1月24日	水産高等学校 気仙沼向洋高等学校 工業高等学校 石巻工業高等学校 大河原商業高等学校 第二工業高等学校 支援学校岩沼高等学園 小松島支援学校	2月28日 3月12日 3月18日 1月29日 2月4日 3月11日 3月11日 1月24日
松島自然の家	蔵王自然の家			
志津川自然の家	仙台第一高等学校	2月12日		
仙台第二高等学校	仙台第三高等学校	3月9日		
白石高等学校	角田高等学校	3月9日		
気仙沼高等学校	宮城第一高等学校	2月10日		
仙台三桜高等学校	仙台三桜高等学校	2月7日		
名取高等学校	名取高等学校	2月18日		
涌谷高等学校	涌谷高等学校	3月11日		
○警察本部	本庁	3月11日		
警察本部		2月21日		
地方機関		2月5日		
仙台中央警察署		3月11日		
仙台南警察署		1月31日		
仙台北警察署		2月10日		
		1月14日		
			3月10日	2月5日
			3月18日	3月22日

縣 公 檢 城 領

泉警察署

塙警察署

岩沼警察署

気仙沼警察署

登米警察署

河北警察署

南三陸警察署

古川警察署

遠田警察署

若柳警察署

美館警察署

鳴子警察署

加美警察署

大河原警察署

白石警察署

2

監査結果

平成30年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 仙台中央県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徵収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 466,898,595円

過年度分 729,840,562円

合 計 1,196,739,157円

・平成29年度収入未済額

現年度分 657,736,383円

(2) 仙台北県税事務所
県税において、収入未済があったので、更に適切な徵収対策を講じ、税収の確保に努められた
う。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 138,255,982円

過年度分 141,495,278円

合 計 279,751,260円

・平成29年度収入未済額

現年度分 125,891,267円

過年度分 141,197,741円

合 計 267,089,008円

(3) 北部県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徵収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 108,554,225円

過年度分 169,524,191円

合 計 278,078,416円

・平成29年度収入未済額

現年度分 96,302,860円

過年度分 197,283,670円

合 計 293,586,550円

(4) 北部県税事務所栗原地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徵収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

(17) 令和2年3月31日 火曜日

宮 城 県 公 報

現年度分	21,041,834円	り、平成19年度以降の支給額が誤っていたもの。
過年度分	56,680,268円	・対象人数 延べ1,090人
合 計	77,722,102円	・金額 500,438,617円
		(8) 福利課
・平成29年度収入未済額		退職手当の支給決定において、執行権限を越えたものの執行が認められたので、今後再発しないように対策を講じたい。
現年度分	24,685,047円	仙南保健福祉事務所
過年度分	57,053,678円	生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。
合 計	81,738,725円	(内容)
・平成30年度収入未済額		内容)
現年度分	5,365,647円	報酬及び旅費において、不適切な取扱いが認められたので、速やかに改善を図り、今後再発しないように対策を講じたい。
過年度分	29,189,226円	(9) 東嵩教育事務所
合 計	34,554,873円	教育委員会における退職手当の支給決定について、決裁権限は教育長に属するものであったが、少なくとも平成元年度以降福利課長の決裁により支給決定を行っていたもの。
・平成29年度収入未済額		(内容)
現年度分	8,725,211円	報酬及び旅費において、不適切な取扱いが認められたので、速やかに改善を図り、今後再発しないように対策を講じられたい。
過年度分	27,906,060円	(10) 石巻工業高等学校
合 計	36,631,271円	初任教科指導教員の報酬及び旅費について、本来勤務させることができない日に勤務させた上、実際は勤務しているにもかかわらず、支給済みの報酬等を返納させ、未払となっているもの。
仙台喫煙港湾事務所		・件数 2件
県の道路管理の瑕疵による示談交渉において、不適切な対応が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。		・未払額 34,085円
(内容)		著しく事務の適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、適正な対策を講じられたい。
県の道路管理の瑕疵による車両損傷事故の示談交渉において、示談が成立していない中で、相手方の求めるに応じレンタカーレンタル代金を補償する約束を行いレンタカーを手配するとともに、レンタカーレンタル代金を当該事故とは無関係の工務店に立て替えさせるなどしたもの。		(内容)
福利課		1 団体が休眠状態にあるにもかかわらず学校側の判断で、同団体への入会金を長年にわたり生徒の保護者から徴収し、学校側で管理するなどしていたもの。
退職手当において、長期にわたる支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策講じられたい。		・団体名 宮城県石巻工業高等学校後援三八会
(内容)		・平成30年度末残金 2,017,200円
平成19年4月1日施行の条例により退職手当の算定方法が変更となっていたが、解釈を誤ったもの。		2 補助金等の一時預り口座の残高が出所不明金であるとして、学校の備品等の購入に充てていたもの。
		・出所不明金とした金額 274,049円
		・購入備品等 耐火キャビネット (ほか
3 団体から寄附を受けた県の夜間照明設備の電気料金を寄附受納手続等を行わずに当該団体		

			1,455,166,843円（出資割合100.0%）
		〔補助金〕	
		周産期母子医療センター運営事業補助金等	46,507,000円
		〔負担金〕	
		運営費負担金	
		〔貸付金〕	
		長期貸付金に係る平成30年度末残高	7,389,269,167円
		監査の結果	
		期末において、欠損金が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。	
		一般社団法人 東北地域医療支援機構	元. 11. 12
	1	団体の事業概要	
		東北医科薬科大学における資金循環型の修学資金制度への助成を通じて、学生を経済的に支援することにより、地域医療を支える医師を育成する事業を行っている。	
	2	監査の結果	
		県の財政的援助等の内容	
		〔出資金〕	
		6,000,000円（出資割合96.0%）	
		〔負担金〕	
		基本会員負担金	120,000円
	3	監査の結果	
		県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	
		一般社団法人 宮城県林業公社	元. 11. 12
	1	団体の事業概要	
		貿易促進による地域経済の活性化等のため、仙台国際貿易港物流ターミナルの賃貸事業及び社有地の貸付事業を行っている。	
	2	監査の結果	
		県の財政的援助等の内容	
		〔出資金〕	
		710,000,000円（出資割合32.5%）	
	3	監査の結果	
		期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。	
		一般社団法人 みやぎ農業振興公社	元. 1. 16
	1	団体の事業概要	
		地域農業の振興を図るために、農地保有合理化、農畜産業の基盤整備及び生産支援、優良種子・種苗の生産・供給、担い手育成・確保等の事業を行うほか、宮城県岩出山牧場の指定管理業務を行っている。	
		2. 1. 16	
		2	県の財政的援助等の内容
		〔出資金〕	
		46,507,000円（出資割合61.0%）	
		〔補助金〕	
		農地集積・集約化対策事業費補助金等	208,144,745円
		〔交付金〕	
		元気のできるみやぎの担い手育成・確保推進交付金	121,59,000円
		〔貸付金〕	
		長期貸付金に係る平成30年度末残高	129,829,520円
		監査の結果	
		期末において、欠損金が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。	
		一般社団法人 宮城県道路公社	元. 12. 24
	1	団体の事業概要	
		地方的な幹線道路の整備を促進し交通の円滑化を図るために、道路の新設・改築、維持・修繕の事業等を行っている。	
	2	監査の結果	
		県の援助等の内容	
		〔出資金〕	
		9,765,000,000円（出資割合100.0%）	

宮城県公報

〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金 4165,614円 〔債務保証〕 債務保証契約に係る平成30年度末借入金残高 8,711,000,000円	石巻赤十字病院 元. 10. 25	1 団体の事業概要 住民の生活の安定を図るため、居住環境の良好な集合住宅の供給、宅地の分譲事業及び公営住宅の管理事業等を行うほか、改良県営住宅及び特定公共賃貸住宅の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,500,000円（出資割合93.8%） 〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金等 40,464,884円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成30年度末残高 638,775,000円 〔公の施設の管理〕 改良県営住宅及び特定公共賃貸住宅 32,801,000円 3 監査の結果 立替金において、精算が遅延しているものが認められたので、引き続き改善を図る必要がある。	3 診査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
公益財団法人 宮城県スポーツ協会 元. 1. 15	1 団体の事業概要 生涯スポーツの振興と競技スポーツの向上を図るために、各種振興事業や啓蒙普及事業を行うほか、宮城県総合運動公園等の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 325,000,000円（出資割合51.0%） 〔補助金〕 公益財団法人宮城県スポーツ協会活動費補助金等 231,916,344円 〔公の施設の管理〕 宮城県総合運動公園 宮城県第二総合運動場	1 団体の事業概要 〔補助金〕 公益社団法人宮城県観光連盟事業費負担金等 10,480,000円 〔負担金〕 公益社団法人宮城県観光連盟事業費負担金等 26,201,000円 3 診査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	3 診査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
公益財団法人 宮城県スポーツ協会 元. 10. 9	1 団体の事業概要 土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保するため、土地改良事業に関する調査設計、研究及び技術指導等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 土地改良施設維持管理適正化事業補助金等 110,587,814円	1 団体の事業概要 〔補助金〕 地域救命救急センター運営費補助金等 155,461,276円 〔利子補給〕 地域の中核的な病院整備推進事業 70,000,000円 3 診査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	(2) 施設とも共同企業体の一員) 3 診査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。

特定非営利活動法人 宮城県森林インスト ラクター協会	元. 12. 18	1	団体の事業概要 一般県民等に対して森林・林業の普及啓発及び調査研究に関する事業等を行っており、宮城県県民の森、宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター、宮城県こもれびの森の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県県民の森 32,194,000円 宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター 23,704,000円 宮城県こもれびの森 7,987,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	3 調査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	太平ビルサービス株式会社	元. 12. 12	1 団体の事業概要 建物の清掃及び管理業務等を行っており、松島公園(駐車場)の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 松島公園(駐車場) 14,256,000円 3 調査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
社会福祉法人 宮城県福祉事業協会	2. 1. 21	1	団体の事業概要 社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業(母子生活支援施設等)及び第二種社会福祉事業(保育所等)を行っており、宮城県さくらハイツ、宮城県コスマスハウスの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県さくらハイツ 61,430,000円 宮城県コスマスハウス 57,679,471円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	3 調査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	宮城県ボート協会	元. 12. 10	1 団体の事業概要 県内のボートの普及、発展及び競技力向上を図るために事業等を行っており、宮城県長沼ボート場の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県長沼ボート場 11,705,000円 3 調査の結果 消費税等において、不適切な取扱いが認められたので、改善を図る必要がある。	県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。
公益財団法人 宮城県母子福祉連合 会	2. 1. 9	1	団体の事業概要 母子福祉団体の育成指導、母子家庭及び寡婦の自立を促進するための事業等を行っており、宮城県母子・父子福祉センターの指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県母子・父子福祉センター 17,930,000円 3 調査の結果	3 調査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。	○宮城県監査委員告示第9号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定による平成30年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。			

監査結果報告書

令和2年3月31日

第1 監査結果の報告

平成30年度の包括外部監査の結果（連結財務書類における連結対象団体の財務事務の執行及び管理の状況について）については、平成31年3月27日に包括外部監査人から報告があり、同年4月16日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和2年2月28日

第3 措置の内容

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成30年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	III. 監査の対象の概要及び監査結果 1. 宮城県道路公社	出納担当者（「出納員」及び「資金前渡職員」）が長期に渡り同一資金前渡職員を新たに任命した。換制度の導入等を検討することが望ましい。	平成31年4月1日に出納員及び資金前渡職員を新たに任命した。
2	現金・預金管理制度について 【意見】	(P15)	
3	III. 監査の対象の概要及び監査結果 1. 宮城県道路公社 2. 工事着手状況について 【結果】	工事請負契約に係る前払金支払額の整備の徹底及び、必要に応じた現場監査の実施等、より実効力のある工事着手状況の確認を実施する必要である。	(P16)
3	III. 監査の対象の概要及び監査結果 1. 仙台臨海鉄道株式会社 2. 固定資産の取扱いについて 【結果】	出納担当者と会計記録担当者を分離し、出納の事実を確認できる	住宅供給公社の出納担当者と会計記録担当者を分離するため、出

第4 結果

2. 宫城県住宅供給公社	1. 現金・預金管理制度について 【意見】	固定資産の納品日又は納品固定資産取得の仕訳を計上（及び未払金の計上）し、「財産目録」と会計システム上の取得日付の不整合を解消することが望まれる。 (P24)	証憑に基づいて、出納担当者以外の者が記録・検証する体制を構築することが望ましい。 (P24)
2. 宮城県住宅供給公社	2. 固定資産の取得について 【意見】	固定資産の納品日又は納品固定資産取得の仕訳を計上（及び未払金の計上）し、「財産目録」と会計システム上の取得日付の不整合を解消することが望まれる。 (P24)	証憑に基づいて、出納担当者以外の者が記録・検証する体制を構築することが望ましい。 (P24)
3. 仙台臨海鉄道株式会社	3. 固定資産の取扱いについて 【結果】	適正な固定資産の取得に関するルールを明文化するとともに、当該ルールに従い会計処理を実施する必要がある。 (P36)	固定資産の取得については、経理規程第41条（固定資産の取得及び廃分）に定めるほか、収入支出等業務規程第3条（事業年度所属区分）に「資産及び負債の増減異動は、その原因たる事実の発生し
3. 仙台臨海鉄道株式会社	3. 固定資産の取扱いについて 【結果】	適正な固定資産の取得に関するルールを明文化するとともに、当該ルールに従い会計処理を実施する必要がある。 (P36)	固定資産の取得については、経理規程第41条（固定資産の取得及び廃分）に定めるほか、収入支出等業務規程第3条（事業年度所属区分）に「資産及び負債の増減異動は、その原因たる事実の発生し

監査回覧

	得について① 【結果】	た日を基準として事業年度の所属年度を区分する」ことを定めており、これに従い会計処理を実施することとした。
8	III. 監査の対象の概要及び監査結果 3. 仙台臨海鉄道株式会社 3. 固定資産の取得について② 【結果】	本法人の固定資産の取得に係る「工事受領書」等は、固定資産の納品・検査が終了したことを客観的に証する証憑であることから、その会計処理は当該証憑に基づき行う必要がある。 (P37)
9	III. 監査の対象の概要及び監査結果 3. 仙台臨海鉄道株式会社 5. 固定資産の現物と記録の定期的な照合について 【結果】	「経理規程」にしたがい、過年度取得分の固定資産についても毎年度末に現物と記録の照合を実施すべきである。その際、すべての固定資産の照合が困難であるなれば、主要かつ重要な資産を定義し、当該資産については毎年度末調査、照合し、それ以外の資産についてはローテーションで毎年度一部のみ調査、照合し、それ以外の資産についてもローテーションで毎年度一部のみ(ただし、一定の年数ですべての資産が必ず一度は照合されるように選定する)調査、照合することが考えられる。 (P37)
10	III. 監査の対象の概要及び監査結果 3. 仙台臨海鉄道株式会社 6. 固定資産台帳の作成について 【意見】	本法人の事業特性上、固定資産は質・量ともに重要であることから、スプレッドシートで固定資産台帳を作成する場合、スプレッドシート特有のリスクに対応する措置を講ずるか、もしくは固定資産の作成について一定の信頼性を確保したうえでの固定資産台帳を作成することが望ましい。 (P38)
11	III. 監査の対象の概要及び監査結果 7. 仙台臨海通運株式会社(子会社) 【結果】	仙台臨海鉄道株式会社の100%子会社である仙台臨海通運株式会社は、「統一的な基準」において連絡対象団体とされるべきであるが、県は連絡対象団体といえない。県は当該子会社を連絡対象団体とすると考えられないことの妥当性、及び他の連絡対象団体についてこのようないき例が存在しないかについて検討を実施する必要がある。 (P39)
12	III. 監査の対象の概要及び監査結果 4. 公益財団法人宮城県環境事業公社 1. 固定資産取得の決裁手続について 【結果】	新しい固定資産台帳システム(株オービックビジネスコンサルタント社製「固定資産奉行」)を導入した(3月19日)。 (P48)
13	III. 監査の対象の概要及び監査結果 5. 公益財團法人	本法人における資本的支出に関する問題は、指定管理者制度や連結財務書類にもまつわる問題であるため、本法人は県との協議等が(1) 連絡団体の担当者及び県担当者を対象に説明会を開催し、本件事例の周知を行うとともに、同様の事例の発生防止について注

宮城県文化振興財団	1. 固定資産の計上を否について 【結果】	必要なならば、当該協議を実施し、資本的支出を資産計上しないことの理由について再検討を実施する必要がある。さらに、県はこのような各連絡対象団体の決算書類において資産として計上されていないものの、連結財務書類において計上すべき固定資産を網羅的に把握できる体制を構築しているかについて、再度検討を実施する必要がある。(P57)	意喚起を行った（R 1. 7）。（2）本法人の県担当者に確認したところ、①指定管理協定上「修繕費」とする資金により行った修繕の中にも、県有財産である県民会館又は法人の資本的支出に該当する資産が認められたため、これらの資産については法人の固定資産台帳へ計上するよう改める、と令和元年度連結財務書類においては、適正な資産計上を行うことである。
III. 監査の対象の概要及び監査結果 6. 公益財団法人慶長遣欧使節船協会	1. 支払手続の証憑について 【結果】	支払の正当性を證明する証憑となる請求書の発行日付を記載するよう求めるべきである。(P63)	平成30年度以前の証憑書類の発行日付の記載漏れ及び二重請求がないか確認するとともに、今後は取引先に対し、請求書の発行日付を記載することを求ることとした。
III. 監査の対象の概要及び監査結果 6. 公益財団法人慶長遣欧使節船協会	2. 固定資産の計上を否について 【結果】	宮城県はこのようない各連絡対象団体の決算書類において資産として計上されていないものの、連結財務書類において計上すべき固定資産を網羅的に把握できる体制を構築しているかについて、再度検討を実施する必要がある。加えて、当該資産のように連結対象団体及び県がどもに自己の資産として認識していないものについて、筋失や二重購入等を防止するため、いざれかの主体において台帳等を作成し管理する必要がある。(P64)	(1) 連絡団体の担当者及び県担当者を対象に説明会を開催し、本件事例の周知を行うとともに、同様の事例の発生防止について注意喚起を行った（R 1. 7） (2) 本法人の県担当者に確認を行ったところ、法人と協議の上、①令和元年度から、委託契約の成り立つことによる展示物にあたる資産はすべて県に帰属することと整理を行い、契約の成り立つことによるようにする、②法人は県に対して委託契約上発生した資産の報告を行い、資産の計上漏れを防止する体制を整える、③また、平成30年度以前の委託契約の成り立つものうち簿外資産となっていたもの
III. 監査の対象の概要及び監査結果 7. 一般社団法人東北地域医療支援機構	1. 預金口座管理について 【意見】	事業内容に対する資本金額の規模（経営実態に対する法人事業税負担度合）について、経営の合理性や出資者間の公平性の観点などから、県民・民間出資者の理解を得られるものであったが、今後の他の第三セクターへの出資や運営判断に対して検討することが望まれる。(P84)	各積立資産に係る預金の無秩序な流用の防止・発見のため、積立資産毎に預金口座を作成し、個別管理することが望まれる。
III. 監査の対象の概要及び監査結果 8. 株式会社テクノプラザみやぎ	2. 法人事業税について 【意見】	①令和元年度から、委託契約の成り立つことによる展示物にあたる資産はすべて県に帰属することと整理を行い、契約の成り立つことによるようにする、②法人は県に対して委託契約上発生した資産の報告を行い、資産の計上漏れを防止する体制を整える、③また、平成30年度以前の委託契約の成り立つものうち簿外資産となっていたもの	会社設立時においては、賃貸事業の営業赤字を余剰資本金による運用益収入で補填するビジネスモデルを想定していた。しかし、バブル崩壊後の市場金利低下や地方税法改正による法人事業税外形標準課税強化等の外部環境の変化により収支面において厳しい経営状況となつたことから、同社及び株主の意見を聴取した上で解散の方針を決定し、令和元年6月30日に解散した。
III. 監査の対象の概要及び監査結果 9. 宮城県信用保証協会	1. 契約締結の方針について 【意見】	「資産・備品管理要領」にしたがい、該当する資産・備品取得については指名競争入札によることが望ましい。また、本法人において運用上、随意契約による契約締結が主であり、実質的に指名競争入札による契約締結が著しく合理性に欠く等の状況であるのならば、公正な取引を害することのな	運用の実態に合わせ、下記内容に規程を改正した（平成30年11月1日施行）。 「2者以上から見積書等を徵求し比較・検討の上、取得先を決定するものとする。」

		いように配慮したうえで、当該運用実態に合わせた形に規程を見直すことも考えられる。 (P94)	11. 宮城県漁業信用基金協会の固定資産の現物と記録の定期的な照合について 【意見】	することが望ましい。 (P110)	とした。
19	III. 監査の対象の概要及び監査結果 10. 株式会社仙台港貿易促進センター 1. 現金・預金管理制度について 【意見】	日々の収支とその根拠証憑の実績等の定期的な照合等、現状で可能な限りの適正な現金・預金管理制度を構築することが望ましい。 1. 現金・預金管理制度について 【意見】	以前より日々の収支とその根拠証憑の実合、帳簿残高と現金手元在庫、通帳等の定期的な照合等、現状で可能な限りの適正な現金・預金管理制度を構築することが望ましい。 1. 現金・預金管理制度について 【意見】	本法人の固定資産（繁殖牛）取得に係る「精算書」は、固定資産の納品・検査が終了したことを客観的に証する証憑であることから、その会計処理は実際に取得したとされる当該証憑の日付に基づき行う必要がある。 (P121)	平成30年度に取得した固定資産（繁殖牛）の計上から、包括外部監査の結果に基づき、適切に処理した。固定資産の取得については、引き続き適切に処理を行っていく。
20	III. 監査の対象の概要及び監査結果 10. 株式会社仙台港貿易促進センター 2. 契約締結の方法について 【結果】	随意契約を締結する場合には、明確に記録することが必要である。 (P100)	以下のことおり対応した。 ・少額の基準を経理実施細則に規定（H30.10.10施行） ・裏譲り書に随意契約の根拠を記載 ・複数から見積もり微取を実施	内部規程にしたがい、入札談合があると推測できるケースについては、入札辞退者に対する辞退理由を記載できるよう辞退届の様式を改め、指名通知と併せて送付することにより、辞退理由の把握に努めることとした。	
21	III. 監査の対象の概要及び監査結果 10. 株式会社仙台港貿易促進センター 3. 固定資産の現管する必要がある。さらに、有形固定資産として貸物と記録の定期的な照合について 【結果】	「経理規程」第46条にしたがって毎会計年度1回以上、帳簿と現物を照合し、実在性を確認しなければならない。また、実際に帳簿と現物を照合しているのであれば、当該実績結果を証憑として保管する必要がある。さらに、有形固定資産として貸出対照表に計上されていない物品についても同様に取扱うべきである。 (P102)	以前より帳簿と現物（リース物件を含む）の照合は毎年実施しており、照合結果については、不動産鑑定報告書、設備点検等の報告書で確認できる。	辞退理由の届け出は必須事項ではないことから記入は任意としているが、辞退理由を記載できるよう辞退届の様式を改め、指名通知と併せて送付することにより、辞退理由の把握に努めることとした。	
24	III. 監査の対象の概要及び監査結果 12. 公益社団法人みやぎ農業振興公社 1. 固定資産の取得について② 【結果】	内部規程にしたがい、入札談合があると推測できるケースについては、入札辞退者に対する辞退理由を記載できるよう辞退届の様式を改め、指名通知と併せて送付することにより、辞退理由の把握に努めることとした。	内部規程にしたがい、入札談合があると推測できるケースについては、入札辞退者に対する辞退理由を記載できるよう辞退届の様式を改め、指名通知と併せて送付することにより、辞退理由の把握に努めることとした。	内部規程にしたがい、入札談合があると推測できるケースについては、入札辞退者に対する辞退理由を記載できるよう辞退届の様式を改め、指名通知と併せて送付することにより、辞退理由の把握に努めることとした。	
25	III. 監査の対象の概要及び監査結果 12. 公益社団法人みやぎ農業振興公社 3. 入札談合の防止について 【意見】	「経理規程」第46条にしたがって毎会計年度1回以上、帳簿と現物を照合し、実在性を確認しなければならない。また、実際に帳簿と現物を照合しているのであれば、当該実績結果を証憑として保管する必要がある。さらに、有形固定資産として貸出対照表に計上されていない物品についても同様に取扱うべきである。 (P102)	以前より帳簿と現物（リース物件を含む）の照合は毎年実施しており、照合結果については、不動産鑑定報告書、設備点検等の報告書で確認できる。	内部規程にしたがい、入札談合があると推測できるケースについては、入札辞退者に対する辞退理由を記載できるよう辞退届の様式を改め、指名通知と併せて送付することにより、辞退理由の把握に努めることとした。	
26	III. 監査の対象の概要及び監査結果 13. 公益財團法人みやぎ林業活性化基金 1. 経営改善の取組について 【意見】	事業目的を維持しつつより抜粋的な経営改善のためには、社会保険等の助成金の削減のみならず、全社的な範囲で費用の見直しを検討することが望ましい。 (P129)	全社的に費用の見直しを行い、令和元年度から、コピー機の使用台数を2台から1台に削減し、年間10.312円の削減見込みとなる取組を実施する等、事務費の削減に取り組んでいる。	全社的に費用の見直しを行い、令和元年度から、コピー機の使用台数を2台から1台に削減し、年間10.312円の削減見込みとなる取組を実施する等、事務費の削減に取り組んでいる。	
27	III. 監査の対象の概要及び監査結果 1. 入札談合があると推測できるケースについては、入札辞退者に	内部規程は定めないが、固定資産等の帳簿と現物の照合については、決算時期において実施するこ	公正取引委員会が公表するような入札談合があると推測できるケースについては、入札辞退者に	入札談合の防止については、職員に対して「公社契約事務取扱要領」及び「公社造林事業入札参加	

県 埼 火 令和2年3月31日 第91号

14. 一般社団法人 宮城県林業公社 1. 入札談合の防 止について 【意見】	対する辞退理由や入札価格の妥当性等、事後的に検証手続を実施することが望ましい。 (P140)	「心得」の徹底と公正取引委員会が作成・公表している「入札談合の防止に向けて（H30年10月）」を周知した。入札辞退者に対する辞退理由や入札価格の妥当性等の事後検証については、公正取引委員会の例示を参考に、個別ケースごとに実施の有無、実施内容を判断し、対応している。
---	---	--

付 田 標 題 令

○宮城県収用委員会告示第11号

宮城県起業の県道石巻鮎川線改築工事（給分浜道路・宮城県石巻市大原浜京地地内から同市給分浜羽黒下地内までのうち石巻市大原浜隱里地内）に係る土地収用事件（県道石巻鮎川線給分浜3号事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和2年3月31日

宮城県収用委員会

- 1 日時 令和2年6月5日（金）午後2時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第12号

県道石巻鮎川線給分浜3号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

令和2年3月31日

宮城県収用委員会

- 1 通知すべき書類
令和2年3月24日付け宮収第59号 審理の開始についての通知書
- 2 通知を受けるべき者
佐々木 篤藏 住所及び常居所不明 ただし、判明した最終の本籍地

北海道國後郡泊村大字東沸村字東沸79番地

佐々木 ひさよ 住所及び常居所不明 ただし、判明した最終の本籍地
北海道國後郡泊村大字東沸村字東沸79番地
佐々木 はるよ 住所及び常居所不明 ただし、判明した最終の本籍地
北海道國後郡泊村大字東沸村字東沸79番地